

住宅改修費支給申請に係る手続きフロー

古河市介護保険課
(平成30年8月改訂版)

A. 全額立替払い(償還払い)

B. 1割～3割負担(受領委任払い)

償還払いを希望する方、介護保険料を滞納している方、給付制限を受けている方

A以外の方(受領委任払いを希望される方)
保険給付対象分を利用者が事業者を支払う方

①相談・検討

担当のケアマネジャーに相談します。

②事前申請

施工業者が決まりましたら、古河市住宅改修事前申請書に右記の書類(※1)を添えて着工前に提出します。

受領委任払いの場合、事前に施工業者と受領委任払いにおける同意の確認を行い、添付書類(※1)と一緒に同意書を提出します。

(※1 添付書類(償還払い、受領委任払い者共通))

- ・住宅改修に係る理由書(担当ケアマネジャーが記入)
- ・住宅改修前の写真(撮影日が入ったもの)
- ・工事見積書
- ・住宅の様子がわかる平面図
- ・所有者の承諾書(住宅の所有者が本人以外の場合)

③承認・着工

- ・介護保険課より工事内容について承認の連絡をします。工事は必ず連絡を受けてから着工してください。
- ・工事完了後、施工業者に改修費用の全額を支払います。

③承認・着工

- ・介護保険課より同意書のコピーを送付します。また、工事内容について承認の連絡をします。工事は必ず連絡を受けてから着工してください。
- ・工事完了後、施工業者に改修対象費用額の1割～3割(※2)を支払います。自己負担分の金額は同意書でよく確認してください。

※2
費用総額が20万円を超えるなど、給付対象外費用が発生した場合は、被保険者の自己負担となります。

④事後申請

- ・介護保険課に右記の添付書類(※3)を添えて提出します。
- ※振込み先が被保険者以外の場合は委任状が必要です。

④事後申請

- ・工事内訳書と改修対象費用額の9割～7割分の請求書に右記の添付書類(※3)を添えて提出します。

(※3 添付書類(償還払い、受領委任払い共通))

- ・住宅改修支給申請書
- ・住宅改修後の写真(撮影日が入ったもの)
- ・領収書(原本)

⑤支給

- ・振り込み日等が記載された決定通知書を送付します。
- ・指定の口座に住宅改修費(対象金額の9割～7割)が振り込まれます。(※2)

⑤支給

- ・振り込み日等が記載された決定通知書を送付します。
- ・施工業者の指定口座に住宅改修費(対象金額の9割～7割)が振り込まれます。

着

工

前

工

事

完

了